

政府が今月二十日召集の通常国会で新設を目指す「共謀罪」法案は、「これまで三度廃案になったいわくよきの法案だ。」「テロ対策」に欠かせないとする主張の欺瞞性を専門家に批判されてきた経緯がある。政府は共謀罪がないと組織犯罪と戦う国連の条約を批准できないとする主張を今回も繰り返すが、それも十年前に論破されたロジックだ。共謀罪「必要論」はなぜ繰り返されるのか。 (白名正和 安藤恭子)

現行法で十分対応可能

「いいかげん勘弁してほしい」。うんざりした口調で話すのは、日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部副部長の海渡雄一弁護士だ。

共謀罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案について、政府は「国連の国際組織犯罪防止条約の締結に必要」とする説明を繰り返している。菅義偉官房長官も五日の記者会見で「国際社会と協調して、テロを含む組織犯罪と戦うためには、国際組織犯罪防止条約を締結することが必要不可欠」と強調。「共謀罪」法案はそのための法整備と説明した。

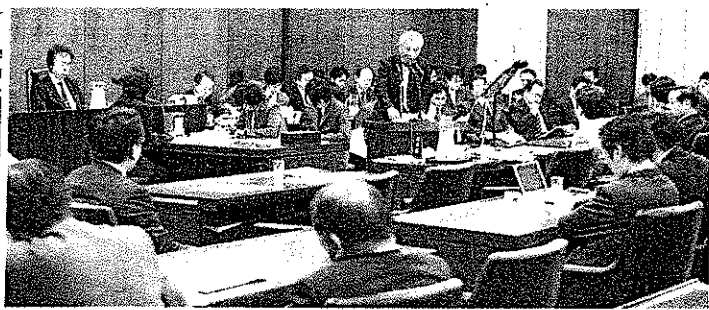
海渡氏は「日本の現在の法制度は条約の目指したレベルに達しており、新設の必要はない」と指摘する。

日弁連はすでに二〇〇六年九月に、国連の条約起草をめぐって議論などを精査して条約締結に「共謀罪は不要」とする意見書を国に提出し、徹底的に批判してきた。

そもそも共謀罪はマフィア取り締まりの一環で浮上した。国際犯罪が多いマネロ(タリントン)資金洗浄)や麻薬の密造・販売などを取り締まる条約が国連で採択されたのは二〇〇〇年十一月。政府は当初から、共謀罪新設が条約の要件と説明してきた。だが、〇六年六月に保坂展人衆院議員(当時)が「条約を批准した国のうち、新たに国内法を制定した例は「ここ」と聞くと政府は例えは「トルウエー」とだけ回答。同年十月の衆院法務委員のやりとりでニュージーランド、オーストラリアも付け加えたが、六百以上もの犯罪を対象に大幅に国内法を定めた国がほかにあるかは明らかでない。



共謀罪に反対する市民団体のメンバーら＝2006年、東京・永田町の参院議員会館前で



共謀罪が審議された2006年の衆院法務委員会＝国会で

共謀罪「必要」は本当か

判されたわけでもない。海渡氏は「日本では現行法でもすでに、殺人や放火などの重大犯罪は準備や計画をいっただけで罪となる『予備罪』『準、備罪』などの規定がある」と強調する。共謀罪が三度廃案となってきたのも、こうした専門家や野党の追及に政府の「論拠」がもたなかったからだ。だが、再び共謀罪創設を目指す政府は「現行法は条約が定める義務を充たしていない」「法務省ホームページ」と同じ論理を繰り返す。

テロ、五輪…目的後付け

さらに看過できないのが、今回の法案も懲役・禁錮四年以上の「重大な犯罪」が対象となりそうなことだ。「準に六百以上の犯罪を対象にする大がかりな法改正に懸念は根強い。

足立昌勝・関東学院大名誉教授(刑事法)は「テロ等組織犯罪準備罪」と言い換えているが、中身を見れば、テロ対策を名目とした共謀罪法案の復活だ」と指摘する。今回の法案では新たに凶器購入資金の調達などの「準備行為」を処罰の要件とするが「中止めをかけたことにはならない」と足立氏は否定する。

「計画だけで起訴はできなくとも、逮捕や家宅捜索などの強制捜査は可能となる。対象犯罪も広範で、市民を萎縮させるには十分でしょう」と語る。

日本の刑事法体系は犯罪の処罰について「既遂」を原則としている。着手したものの「未遂」ならば、刑を減軽でき、さらに例外的重大犯罪には、実行行為の「予備」が処罰できると限られてきた。それよりさらに手前の犯罪計画を話し合っただけで罪に問う「共謀罪」は、(了)したしるべき根拠が乏しかねない。実際、国連の条約起草段階では、日本政府自らが「わが国の法的原則に相いれない」と意見を述べていた。

村井敏邦・一橋大名誉教授(刑事法)も「テロ等準備罪」と言い換えたこと、国民の目も「まかしたのだから、本質が見えたらへんのかえって問題を抱えた」と指摘する。

十九世紀の英国で生まれた共謀罪は米国で発展し、メディアの政権批判や労働者の賃上げといった市民運動を、未然に抑えるために利用されてきたという。特定秘密保護法の成立前には、自民党の石破茂幹事長(当時)が、国会周

指す政府は「現行法は条約が定める義務を充たしていない」「法務省ホームページ」と同じ論理を繰り返す。

海渡氏は「いっまでも法案が通せず、政府が意地になっっているのか。すでに対応できる法体制があるのに、一切何もできないかのような政府の説明は宇まじり(悪質な虚言)のようなものだ」と批判した。

1/18 早福